

社会福祉法人よこた福社会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人よこた福社会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、非常勤役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 評議員は、定款第9条に定めるとおり無報酬とする。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
- 4 新たに役員に選任された者については、選任の翌月から報酬を支給する。
- 5 役員が退任又は解任された場合には、その当該月分までの報酬を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 非常勤役員に対する報酬の額は、別表1の通りとする。

(費用弁償の支給)

第5条 非常勤役員及び評議員が理事会、評議員会、監査会に出席した場合、別表2の費用弁償を支給する。

- 2 役員及び評議員が、出張した場合には職員旅費規程に準じて旅費（交通費、宿泊費等）を支給する。

(報酬の支給日)

第6条 非常勤役員の報酬は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前日に繰り上げ支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令等の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成5年7月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成29年6月20日から施行する。

別表1

区分	報酬の額
理事長	15,000円/月
理事長以外の役員	2,500円/月

別表2

費用弁償の額
1,800円/日